

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会
属性認証検討サブワーキンググループ（第6回）議事概要

1 日 時

平成28年11月8日（火） 15：15～16：15

2 場 所

中央合同庁舎2号館10階 総務省第1会議室

3 出席者

（1）構成員及び説明者

手塚主査、新井構成員、大澤構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、小尾構成員、
下江構成員、長尾構成員、中村（信）構成員、西山構成員、松崎構成員、宮内構成員、
宮脇構成員、山田構成員、

（2）関係省庁

小杉 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、
大峯 法務省民事局商事課法務専門官、
希代 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（3）総務省

吉田情報通信国際戦略局参事官、小笠原情報通信政策課長、坂入情報通信政策課調
査官、中田情報通信政策課課長補佐、大森情報セキュリティ対策室長、橋本情報流
通振興課課長補佐、下仲大臣官房企画課個人番号企画室長、渡邊自治行政局住民制
度課企画官、山口行政課監査制度専門官、廣田行政管理局行政情報システム企画課
係長

4 議事

- （1）制度整備の検討状況について
- （2）今後の検討体制（案）について
- （3）WGへの報告（案）について
- （4）意見交換

【手塚主査】

- 本日の配付資料については、機微な内容を含むことから、参考資料を除いて全て外部非公表とさせていただきます。議事1の制度整備の検討状況についてだが、前回のサブワーキンググループにおいて、電子委任状法における認定制度と関連する法制度との関係を、今後整備していきたいとの報告が事務局からあったところだが、その後、関係部署と調整の結果この点について一定の整理が図られたとのこと。

【小笠原課長】

- 電子委任状取扱業務を観念する最大の目的は、契約の相手方が電子的に契約書等々をやり取りするときに、担当者の方の契約締結権限について、この電子委任状で確認をすること。これにより各種事務手続きの簡素化が図られる。
- こういった事業の根拠になる電子委任状法をつくった場合、電子署名法、公的個人認証法、電気通信事業法などとの関連の整理が必要となる。現在はこれらのかかなり具体的内容にまで踏み込んでいる一方で、各省庁担当との調整を条文ベースではまだ行っていない状況。

(2) 今後の検討体制（案）について

【手塚主査】

- 議事2の今後の検討体制（案）について、事務局から本サブワーキンググループの今後の検討事項等について、提案があるとのこと。

【小笠原課長】

- 本サブワーキングにおいては、基本的には個人の利用情報が証明の対象となっている個人番号カード、電子署名法上の認定事業者に発行されるカードに権限という属性を加えて証明する算段がないかを、これまで検討をお願いしてきた。
- 今回、この属性を証明の対象に加えることに加えて、電子署名上の電子証明書に加え、利用者証明書についても法的な裏づけが何らか措置できないかという問題意識から、公的個人認証サービスを活用した官民の連携の仕組みの検討を、検討項目として加えさせていただけないかということをご提案したい。

- 本懇談会のミッションは個人番号カードとその上に乗っている J P K I サービスの利活用の推進策を検討することであり、今申し上げたサブワーキング、ワーキングの検討など何れもそういった目的のもとに検討をお願いしてきた。
- そういった流れの中で、個人番号カードの電子証明書や民間事業者が発行しているさまざまな I D の連携を進め、それによってマイナンバーカードを取得した方々に対するサービスの向上につなげられないだろうかということを検討していきたい。
- 主な検討事項として I D 連携の現状と課題、それから公的個人認証サービスを活用した官民 I D 連携の具体的な実現方法等、具体的にそのようなひもづけを行っていくニーズを、ある程度明確化していった上で、I D 連携を実現していく具体的な方策としてはどのようなことがあるのかといった検討を、ある程度していく必要がある。したがって、今回のこのサブワーキングの検討事項の中に、公的個人認証サービスを活用した官民連携といったテーマを加えたい。

(3) WGへの報告(案)について

【手塚主査】

- 議事 3、ワーキンググループへの報告(案)について、本サブワーキンググループの親会にあたる公的個人認証サービス等を活用した I C T 利活用ワーキンググループが、明日 9 日に開催されることになっており、その場で、私から本サブワーキンググループの検討状況を報告することとなっている。

【宮脇構成員】

- 10 月末から電子認証局会議の会長を務めさせていただいている。現在属性情報に関しては電子署名法の範囲外であることから、属性情報に一定レベルの信頼を与えるため、電子認証局会議では総務省、有識者の協力のもと、電子証明書に格納された電子情報の信頼性と利用に関するガイドラインを作成し、現在ホームページで公開している。認定認証事業者の業界団体である電子認証会議が作成したこのガイドラインに沿って属性情報を格納することにより、電子署名法では担保されていない属性情報について、一定レベルの信頼性が担保されたものと考えている。
- 今回検討いただいている電子委任状が実現すると、属性情報に対して業界団体の自主

的ガイドラインだけではなく、一定の法的根拠が得られることとなり、これによって電子証明書の利用用途が拡大につながるものと期待。

- 具体的な電子委任状の実現方法としては、特定の方式に絞ることなく、利用用途に合わせた最適な方法が選択できるよう門戸は広く開放していただきたい。今後これから、具体的な検討については、まずこの会議の中で土台をしっかりと固めていただいて、さまざまな課題が整理されて利用者に使いやすくていいものができれば、電子証明書の拡大に大いに役立つだろう。

【西山構成員】

- 我々が現在出している証明書は、あくまでも電子署名用の証明書であり、認証目的には使えない。そもそも、電子署名法そのものが電子署名に関する法律であって、認証に関する法律ではなく、認証用途の証明書が認定認証事業者が出せないのが現状であり、認証用途の電子証明書に関する法的な裏づけが現在ない状況にあった。
- そういった状況もあり、少し広い視野で署名法ということではなくて、認証用途の電子証明書の法的なあるいは制度的な裏づけを、この検討会のこのテーマで議論が可能なのではないかと、また法制度的な裏づけが担保できれば、より電子認証のサービスの広がりが期待できるのではないかと期待をしている。

【山田構成員】

- 我々日本郵便は、「マイポスト」というサービスを本年1月から実際に提供しており、会津若松市様で配信に利用いただいている。相当の通数が出ており、その他官民の方に対しても、今利用の関心を広く勧めているところ。
- それと次年度2017年7月に向け、政府で整備を進められている「マイナポータル」との連携についても現在、作業を進めているところ。例えば、行政の手続きや契約行為等についても、対応できるような新たな機能について、追加の検討をしていかなければならないと思っている。それにあたり、電子委任状の法整備、のような動きも踏まえて、今後検討を進めていきたいと考えている。

(4) 意見交換

【宮内構成員】

- 今回の電子委任状取扱事業者が扱う電子委任状は、1回の契約に使うものではなく、一定期間ある権限を与えることを前提にしているものだというのが大前提。その上で、要はその期間であれば何度でも使えるためのデータベースになっていると理解している。その点を明日のワーキングのときでもしっかりと説明していただきたい。
- その際、非常に重要になるのが委任状の失効管理とフォーマット。これは、しっかりやっていていただきたいと思っている。それらを踏まえてこの制度をしっかり組んでいていただきたい。

【手塚主査】

- それでは、私からもコメントをさせていただきたい。電子委任状法案については、今回関連制度との関係も整理され、さらに具体化が進んでいるという印象を先ほどの事務局からのお話で受けた。
- 最近の新聞報道によると、官民でのデータ活用を推進するための議員立法、これが与野党共同で提出されると伺っている。電子委任状に関する制度整備は、こうした大きな動きの中の1つのものと考えている。
- したがって、属性認証を法的に位置づけることは私を含めて関係者の長年の悲願であり、ぜひ早期の国会提案を目指し、法制化作業を進めていただきたいと強く願うところ。
- 本日事務局から、本サブワーキンググループの検討事項として、官民ID連携についての検討を追加したい、こういうご提案があった。官民ID連携については現在のところ構想段階であり、今後検討すべき点は多々あるが、本懇談会のミッションであるマイナンバーカードの普及促進の1つの手段になり得るものと考えている。また、かねてより認証事業者の方々から要望の寄せられている、認証事業者が発行する認証用途の電子証明書に何らかの法的位置づけ、を与えることについてもつながりが得られると考えている。
- ついては、従来の属性認証に加えてこの官民ID連携、これの在り方についても、ぜひ本サブワーキンググループの場で皆様とともに議論していきたい。
- また、本サブワーキンググループの親会にあたる「公的個人認証サービスを活用したICT利活用ワーキンググループ」において、私から本サブワーキンググループの活動状況を報告したい。

【小笠原課長】

- それでは明日、今お話があったとおり、大山先生主催のワーキングに手塚先生からご報告をいただき、来週今度は懇談会の親会においては大山先生から、今度はワーキングのご報告として本サブワーキングの検討内容のご報告をいただこうかと思う。
- このサブワーキングについては、本日追加の検討項目もご了承をいただいたので、それについて親会での了承をいただいたら、新しい検討項目及び、本日も指摘いただいたことを含め、法案の具体化作業をこれから本格化をさせていく。

以上